

報告第13号

令和4年度八幡浜市水道事業会計予算繰越計算書

令和4年度八幡浜市水道事業会計の予算を別紙のとおり令和5年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告する。

令和5年6月5日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

令和4年度八幡浜市水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	愛宕第4配水池築造工事	240,000,000	96,000,000	144,000,000
1 資本的支出	1 建設改良費	愛宕地区配水管整備工事	19,000,000	5,900,000	13,100,000

事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
0	144,000,000	0	0	0	愛宕第4配水池築造工事において、造成地の法面に変状が見られ、対策工法の検討に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったため。
0	0	13,100,000	0	0	本工事は、愛宕第4配水池築造工事に伴う配水管調整工事であるが、築造工事本体の法面对策の検討に不測の日数を要したことに伴い、年度内の完成が見込めなくなったため。

